

186-参-決算委員会-5号 平成26年04月21日

○和田政宗君 次に、日本の調査捕鯨船に対する妨害活動への対応についてお聞きします。

南極海での調査捕鯨においては、シーシェパードによる妨害活動、これは妨害活動といいますが、瓶入りの酪酸や発煙筒を投げたりということで乗務員が命の危険にさらされている、攻撃を受けているという状況だというふうに思います。現在は、調査捕鯨船に乗り込んで来た場合には警察権等の行使により取締りが可能だということですが、そもそもこうした攻撃を阻止しなければ乗務員の命も乗組員の命も守れないという状態になっております。

これに対処するために、海上保安庁の巡視船などを派遣し、阻止すべきと私は考えます。その際、派遣、阻止に当たっては、妨害船が所属する国、旗国の同意を取り付けなくてはならないはずですが、政府としては断固たる申入れを行って旗国の了承を取り付けるべきだというふうに思いますが、政府の見解、いかがでしょうか。

○政府参考人（相川一俊君） 申し上げます。

シーシェパードの妨害行為は、我が国調査船団の乗務員の生命と財産、航行の安全を脅かす危険な不法行為であることから、効果的な対応を講ずることが必要であると認識しております。

こうした認識に基づきまして、旗国を含めた関係国に対し、管轄権の行使を含めた実効的な措置をとるよう一層働きかけていきたいと考えております。

○和田政宗君 これは旗国の了解を取らないといけないということですが、オーストラリアですとか、シーシェパードの場合はオランダですか、になるかと思いたすけれども、これはもう断固たる措置をとっていただいて、旗国の了解を取り付けて私は阻止していくべきだというふうに思います。

旗国の同意を取って海上保安庁の巡視船、派遣すべきだと申しましたけれども、こうした派遣する場合、国内法上どんな準備が必要になるでしょうか。

○政府参考人（佐藤雄二君） お答え申し上げます。

旗国の同意が得られた場合ということですが、旗国の同意の内容の範囲というものが必ずしも明らかではありませんので、御質問に対して的確にお答えすることは困難ではございますけれども、仮に国際法上の問題が各国間で解決された場合には、その解決内容に対応した形で調査捕鯨の安全を確保するための措置に関わる国内法上の問題について関係省庁間で検討していく必要があるものと考えております。

○和田政宗君 これも、もう乗組員が何かあってからでは遅いですので、しっかりと政府部内でも検討をお願いしたいというふうに思います。

そして、四月二十六日に北西太平洋の調査捕鯨が開始されるわけですが、これ、頭数を減らしての調査だと聞いております。今回の国際司法裁判所の裁判では、捕鯨頭数が目標サンプル数に達していないことが論点としてあったはずですが、計画頭数を減らして実際の捕獲数との乖離を少なくするという小手先のことはしないで、当初計画の三百八十頭に捕獲数を近づける努力をすべきだと思いますが、何でこんな消極姿勢を政府が取るのでしょうか。大臣のお考え、いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） この三月三十一日に国際司法裁判所で南極における捕鯨裁判の判決が出ました。大変残念ながら、八条の一の範囲にとどまらないと、こういうものが出たわけですが、これについて慎重に精査した上で検討を行ってきました。

それで、十八日に私の方から、今後の鯨類の捕獲調査の実施方法について談話を出しまして、北西太平洋鯨類捕獲調査については、調査目的を限定するなど規模を縮小して実施することにいたしました。これは実は南極の判決なんですから、同時に、条約八条一の下でいかなる将来的な許可、エニー・フューチャー・パーミッツと書いてありますが、これを与える可能性を検討する際にも、本判決に含まれる理由付け及び結論を考慮することが期待されると、こういうことが書いてございますので、したがって、新たな提訴を回避する観点から、判決において示された審査基準、これを最大限考慮した内容にしまして出すことを決断したと、こういうことでございます。

○和田政宗君 政府部内でいろいろその検討をされてということだと思いますけれども、現状では調査捕鯨で足踏みをしているわけですが、政府の考えとしても将来的に商業捕鯨ということがあろうかというふうに思いますし、私も速やかに商業捕鯨の再開までつなげていくべきだというふうに思います。

商業捕鯨再開に向けて、政府はどのように現在取り組んでいるのでしょうか。お願いいたします。

○大臣政務官（横山信一君） お答えいたします。

我が国は、鯨類は他の水産資源と同様に重要な食料資源であり、科学的根拠に基づき持続的に利用されるべきとの基本的認識に基づき、商業捕鯨の再開を目指しております。そのために必要な科学的情報の収集を目的に鯨類捕獲調査を実施してきたところでございます。

十八日に発出をいたしました農林水産大臣談話におきましても、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持しつつ、平成二十七年以降の南極海及び北西太平洋の鯨類捕獲調査につきましては、本年秋頃までに、判決で示された基準を反映させた新たな計画を国際捕鯨委員会科学委員会へ提出すべく、関係府省連携の下、全力で検討を進めてまいります。

平成二十六年度につきましては、南極海においては、第二期南極海鯨類捕獲調査を取りやめ、北西太平洋においては、判決に照らし、第二期北西太平洋鯨類捕獲調査の調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施してまいるところでございます。

○和田政宗君 商業捕鯨の再開に向けての取組ということではどうでしょうか。まず調査捕鯨をしっかりと再開するということでの今御答弁だったということでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） まさにお尋ねのとおりでありまして、調査捕鯨の目的というのはIWCで今モラトリアムということになっております。モラトリアムというのは、なぜなったかといえば、資源の量が減っているからと。一時やめて、一時ですね、これモラトリアムですから、資源の量を調査して再開しようとしたが、この再開のために調査捕鯨はなくてはならないと、こういうふうに考えております。

○和田政宗君 でありましたら、やはり調査捕鯨はもうしっかりとこれは遂行していただきたいというふうに思います。